

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

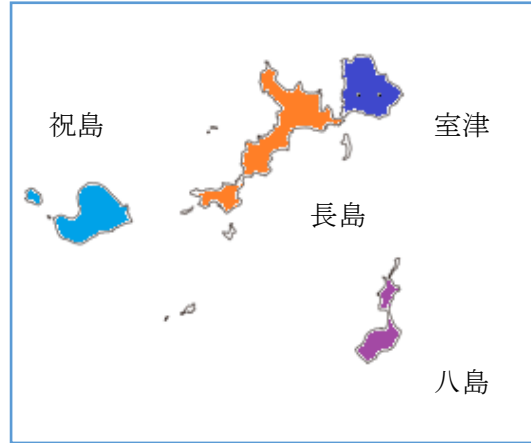
I. 現状

(1) 地域の災害リスク等

上関町は、瀬戸内海の県東部に位置する。
四方をほぼ海に囲まれ気候は温暖である。

町域は室津半島先端および長島・祝島・八島の三島で構成され、町の中心部は、半島先端部の室津（むろつ）地区、および室津地区の対岸で、上関大橋で本土と陸続きになっている長島である。

全般に海に山が迫るような地形である。
大きな川が無いために農業用ため池が多くその老朽化が進んでいる。



1) 災害ハザードマップ（平成28年3月末作成）

①土砂災害ハザードマップ

上関町は、斜地が多く、ほぼ全ての集落に土砂災害警戒区域が存在している（土砂災害警戒区域が118箇所、土砂災害特別警戒区域が95箇所指定）。

道路については、崖下を通っている箇所や片側が断崖になっている箇所が多く、大規模な崖崩れや崩落によって寸断される可能性がある。

②津波ハザードマップ

上関町は、町全体が海に面していることから津波が発生した場合の被害も大きくなることが予想される。津波被害の想定は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を考慮して「南海トラフ巨大地震」と「周防灘断層群主部の地震」を対象としており最高津波水位は3.6m、最高津波水位到達時間は128分に設定されている。

*最高津波水位及び最高津波水位到達時間の数値については、上関町ホームページ防災ハザードマップ「津波・高潮から身を守るために」（地震・津波から身を守るために）から引用。

③高潮ハザードマップ

上関町全体が海に面しており、集落も傾斜が緩やかな海の近くに立地していることから上関町沿岸部の広い範囲で1m以上の浸水が予想されている。

④ため池ハザードマップ

上関町は急斜面が多く、大きな河川がないために農業用水確保の為、ため池が多く作られている。集中豪雨が発生してため池が決壊した場合に、浸水深さが概ね1cm以上になると想定される箇所は15箇所ある。

⑤地震

上関町での地震の被害想定では、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波」の条件を基にした「南海トラフ巨大地震」を対象としており、最大震度は6弱が想定され、建物被害では9棟の全壊、184棟の半壊が想定されている。

*建物被害の数値については、上関町ホームページ防災ハザードマップ「津波・高潮から身を守るために」（地震・津波から身を守るために）から引用。

2) 原子力災害のリスク

上関町の「八島」については、四国電力伊方原子力発電所施設からおおむね半径30km以内に位置しているため「UPZ (Urgent Protective Action Planning Zone)」[緊急時防護措置を準備する区域]になっており、原子力災害の拡大防止のため、緊急事態区分に応じた防護措置を行う必要がある。

3) これまでの上関町の災害について

上関町では、これまでも数々の台風災害に見舞われてきた。特に平成3年の台風第19号において暴風雨・高潮により、死者1名、軽傷者2名、家屋半壊5棟、一部破損1,173棟、床上浸水33棟、床下浸水267棟など広い範囲に甚大な被害を及ぼした。

(2) 商工業者の現状（2020年度商工会実態調査より）

- ・商工業者等数 166人
- ・小規模事業者数 160人

【内 訳】

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商 工 業 者	建設業	41	39	室津、上関地区に多い
	製造業	18	18	室津、上関地区に多い
	卸・小売業	33	33	室津、上関地区に多い
	サービス業	49	46	町内に広く分散している
	その他	25	24	町内に広く分散している
合 計		166	160	

(3) これまでの取組

1) 上関町の取組

- ・上関町地域防災計画の策定
- ・防災訓練の実施、避難場所の周知
- ・救急用資機材倉庫設置、災害用備蓄の整備、非常用発電機の整備
- ・ハザードマップの策定とホームページによる公表
- ・原子力災害対策に関する山口県・原子力事業者との連携、避難訓練等の実施

- ・感染症情報提供体制の構築
- ・経済支援策の確立
- 2) 上関町商工会の取組
 - ・事業者 BCP に関する国の施策の周知
 - ・防災備品の備蓄
 - ・山口県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入推進
 - ・事業者への国や自治体の施策の周知
 - ・相談窓口の開設

II. 課題

現状では、緊急時の取組について漠然とした記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。また、保険・共済に関する助言を行うことが出来る商工会の職員等が不足しているといった課題を有している。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大について、政府の対応などをきちんと把握し、「どのように事業者や従業員を守るのか？」や「事業者や従業員にどのような配慮が必要なのか？」を綿密に検討して準備することが望まれる。

III. 目標

- ・地区内小規模事業者に対し、災害リスク等を認識させ事前対策の必要性を周知する。
尚、以降、災害リスク等には新型感染症の拡大を含む。
- ・発災時による初期対応と上関町災害対策本部との連絡調整を円滑に行うため、当会と上関町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後、速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・新型感染症の拡大に対応するために、リモートワーク等を含む適切な感染予防の措置を準備する。
- ・事業継続力強化計画または事業継続計画を事業実施期間内で7件作成する（会員企業の5%）。計画の作成にあたっては、可能な限り、新型感染症の拡大への対応を含む。
- ・巡回や窓口指導時、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、災害リスク等に対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会を実施する。制度の周知件数は、支援事業実施期間で66件以上（会員企業の50%以上）を目標とする。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年10月1日～令和7年9月30日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・商工会と上関町の役割分担、体制を整備し、連携して以下の事業を実施する。

〈1. 事前の対策〉

商工会では、多発する自然災害や事故・病気（新型コロナウイルスの拡大）など、日々の様々な経営リスクから企業を守り、事業継続を支援する。

1) 小規模事業者の現状把握

- ・小規模事業者に対して災害リスク等への意識や行っている対策等に関するアンケート調査を実施して支援に活用する。併せて災害時の被災状況確認のため、事業者の携帯電話の番号を収集し緊急連絡リストを作成し備えておく（アンケートは令和3年実施予定）。その際、個人情報保護法を遵守する。

2) 小規模事業者に対する災害リスク等の周知

- ・巡回指導時に、ハザードマップ等を用いながら事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・商工会報や町の広報、ホームページ等において国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。また、上関町の支援の内容や計画についても説明する。
- ・小規模事業者に対し事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものも含む）の策定による実効性のある取組推進や効果的な訓練等について助言・指導を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・発災後の各事業者の被害情報が円滑に収集できるよう商工会への被害報告の連絡方法について周知する。

3) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・商工会は、令和2年度事業継続計画を作成した。（別添）

4) 関係団体等との連携

- ・山口県火災共済協同組合（県共済）及び損害保険会社、山口県商工会連合会等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介・加入等を実施する。
- ・関係機関から普及啓発ポスターやリーフレット等を取り寄せ掲示・配布を行う。

5) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者 BCP 等取組状況の確認を行う。
- ・商工会及び上関町担当課の職員による上関町事業継続力強化支援ワーキング会議(仮称)を1年に1回以上開催し、状況確認や改善点について協議する。

6) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定して、商工会と上関町は連絡ルートの確認等を行う。確認等は1年に1回以上行う。確認等の結果を検討して、必要な手直しを行う。この確認等の内容は記録して適切に保管される。

〈2. 発災後の対策〉

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で下記の手順で地区内の被害状況を把握し関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。
SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を商工会と上関町で共有する。
- ・発災後12時間以内に会員の状況、地域の状況を把握するように努める。大まかな被害状況（事業所被害や道路状況等）を商工会と上関町で共有する。
- ・新型コロナウイルスの拡大の兆候が認識されたら、地域の状況を把握するように努める。大まかな感染拡大状況についての情報を商工会と上関町で共有する。

2) 応急対策の方針決定

- ・商工会と上関町の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

（豪雨における例）

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する等。

- ・職員全員が被災する等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し2日以内に情報を共有する。
- ・被害状況の確認方法
 - ①職員による現場確認（安全確保が可能な場合のみ）
 - ②各事業所からの電話等による被害報告

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ・地区内の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

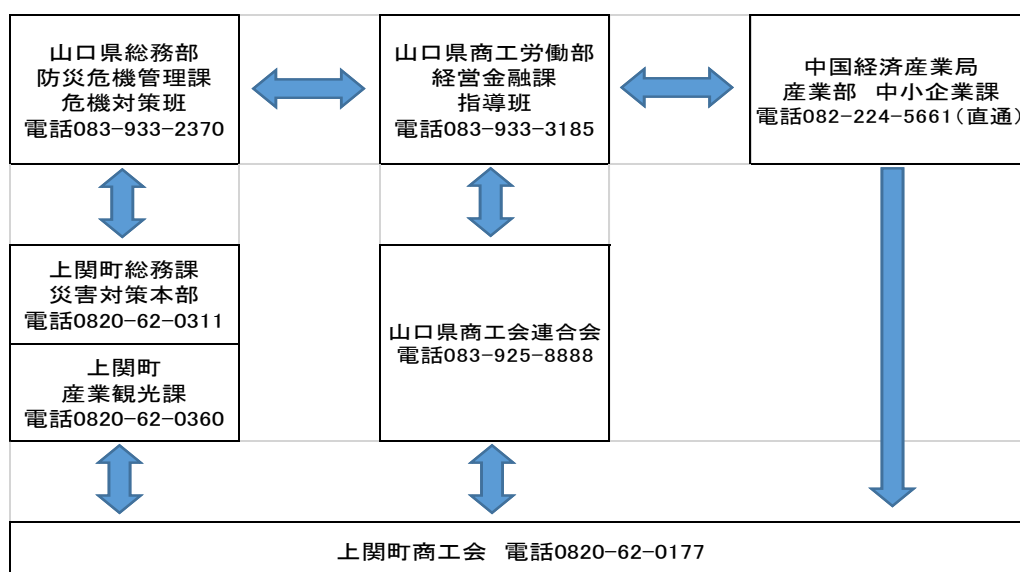
- ・本計画により商工会と上関町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～3週間	1日に1回共有する
3週間以降	2日に1回共有する

〈3. 発災時における指示命令系統・連絡体制〉

- ・自然災害等発生時や新型コロナウイルスの感染拡大時などに地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことが出来る仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・商工会と上関町は被害状況の確認方法や被害額（合計・建物・設備・商品等）の計算方法について、今後の協議により被害算定基準等の検討を行い事前に確認しておく。
- ・上関町は、商工会と共有した情報を山口県（総務部防災危機管理課）へ報告する。
- ・商工会は、上関町と共有した情報を全国商工会連合会の「商工会災害システム」を活用し、随時、山口県商工会連合会に報告する。山口県商工会連合会は、山口県の指定する方法で、山口県（商工労働部経営金融課）へ報告する。

※下図の流れで情報共有又は報告を行う



〈4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援〉

- ・相談窓口の開設方法について、上関町と相談する（商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急対策時に有効な被災事業者施策（国や山口県、上関町の施策）について地区内小規模事業者等へ周知する。

〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉


- ・上関町の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対して支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山口県や県内各市町、山口県商工会連合会等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制				
(令和 2 年 8 月 6 日現在)				
(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)				
上関町商工会	連携	上関町	確認	上関町
法定経営指導員	連絡調整	産業観光課	連携	総務課
連携  普及啓発				
損害保険会社等				
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制				
①当該経営指導員の氏名、連絡先				
経営指導員 小 南 浩 司 (連絡先は後述 (3) ①参照)				
②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度等)				
※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う				
<ul style="list-style-type: none"> ・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1 年に 1 回以上) 				
(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先				
①商工会／商工会議所				
上関町商工会				
〒7 4 2 - 1 4 0 2 山口県熊毛郡上関町大字長島 4 8 0				
TEL 0 8 2 0 - 6 2 - 0 1 7 7 / FAX 0 8 2 0 - 6 2 - 0 8 5 5				
E-mail suigun2@rose.ocn.ne.jp				
②関係市町村				
上関町役場 産業観光課				
〒7 4 2 - 1 4 0 2 山口県熊毛郡上関町大字長島 5 0 3 番地				
TEL 0 8 2 0 - 6 2 - 0 3 6 0 / FAX 0 8 2 0 - 6 2 - 1 5 2 8				
E-mail s-kankou@town.kaminoseki.lg.jp				
* 上記の内容に変更が生じた場合は速やかに山口県へ報告する。				

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	52	178	86	164	86	52
・ 専門家派遣費	40	80	80	80	80	40
・ 協議会運営費	6	6	6	6	6	6
・ セミナー開催費	0	50	0	50	0	0
・ チラシ作製費	0	22	0	22	0	0
・ 通信費	6	20	0	6	0	6

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

* 令和2年度は10月より事業を開始して、令和7年度は9月に事業を終了する。

調 達 方 法
会費収入、上関町補助金、山口県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。